

第35回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和5年4月28日（金曜日） 開始 15:00 終了 16:15
会 場 串間市役所3階大会議室

出席農業委員

9名

1番（会長） 川崎 善昭 7番 森 通弘 16番 廣見 安彦
2番（会長代理） 内田 政秀 9番 安永 博行
3番 鈴木 信 12番 山崎 昭二
6番 奥村 千扶子 15番 原田 俊一 （4番欠番）

欠席農業委員

4名

5番 武田 昭一、8番 堀口 宗幸、10番 谷口 利則、11番 井手 重則

出席推進委員

13名

17番 武田 秀俊 22番 江藤 義和 27番 森本 好昭 31番 門内 武
19番 谷口 昭 23番 江藤 隆一 28番 鬼塚 晃
20番 河野 良人 25番 山口 広昭 29番 上村 眞司
21番 田中 達成 26番 川崎 三樹夫 30番 山口 浩幸

欠席推進委員

2名

18番 水谷 和義、24番 野辺 康徳

議事録署名委員

3番 鈴木 信、7番 森 通弘

議事日程

第1	報 告	農地法第18条第6項の規定による届出について
第2	議案第259号	農地法第3条の規定による許可申請について
第3	議案第260号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
第4	議案第261号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第5	議案第262号	農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
第6	議案第263号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

出席事務局

5名

事務局長 河野 あずさ 次 長 山口 憲一
調整係長 内田 葵 主任主事 日高 俊太郎 主 事 野邊 恵利菜

議長（1番）

ただいまから、第35回農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は、5番・8番・10番・11番・18番・24番委員より欠席届が提出されていますので、出席委員は『農業委員9名、農地利用最適化推進委員13名』でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員の過半数の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議事録署名委員の指名

議長（1番）

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員は、

3番 鈴木 信 委員、7番 森 通弘 委員 をお願いします。

議案の訂正

議長（1番）

審議に入ります前に、送付議案書の取下げ並びに訂正がありますので、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の訂正及び取下げをお願いします。

議案第259号農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号2番でございますが、大平字鶴田の一筆について一部は貯蔵庫であるため、備考欄に「一部は貯蔵庫(100㎡)であるが、農地法第4条第1項第8号並びに施行規則第29条第1項第1号(2アール未満の農業用施設に供する場合)に該当するため許可不要(ただし農地法第3条許可後、農地の転用制限の例外規定に係る届出書提出)」を追加していただくようお願いいたします。

次に、議案第260号農地法第4条の規定による許可申請について、受付番号2番でございますが、施設面積の欄に2,600本と記載してありますが、杉2,600本に訂正をお願いいたします。

次に、議案第263号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定受付番号4番の1筆の取下げをお願いします。この取下げに伴い、筆数が2筆から1筆に、面積が6,137㎡から4,832㎡に、合計面積が21,489㎡から20,184㎡に変更願います。理由につきましては、調査委員が現地を調査したところ、申請地と現地に相違があったため、取下げをお願いするものです。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりであります。

報告：農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（1番）

ただちに議案審議に入ります。

まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告させます。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。

今回の合意解約は4件でございます。内容といたしましては、賃貸人の申し出によるものが解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

議案第259号：農地法第3条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第259号、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。審議に入ります前に、21番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、該当議案の開始から終了までの退室をお願いします。

暫時休憩します。

（ 21番委員 退室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第259号は、受付番号1番と2番の2件ありますが、先に1番の1件を議題といたしまして、審議決定を行います。

まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第259号、農地法第3条の規定による許可申請は受付番号1番と2番の所有権移転に関する2件ありますが、先に受付番号1番の1件について説明します。

事務局によります申請書類の審査において、「許可することができない」と定めてあります、農地法第3条第2項各号の不許可の事由につきましては、

1号) 権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が行う農業経営に必要な機械の所有状況・労働力・技

事務局

術面からみて、現在の経営農地と今回の許可申請農地を含めたすべての耕作農地を効率的に利用し、農業経営を行うことができないと認められる場合

3号) 今回の許可申請内容が、信託の引受けによる権利の取得であること

4号) 権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が、現在の経営農地と申請農地すべてで行う農業経営に必要な常時従事がないと認められる場合

5号) 今回の申請農地を、転貸しようとする場合

6号) 周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合であります。

今回の許可申請受付番号1番の1件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、2番委員より受付番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員

議案第259号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号1番の所有権移転に関する1件でございます。受付番号1番については、渡人が県外在住で管理できないため、受人に売買を行うものです。申請地には一部農業用倉庫がありますが、受人はそのほかの農地に飼料を作付けします。受人は毎年たばこを200a、水稻700a、飼料用稲300a、飼料100aの作付を行っており、本人が300日以上、父、母が200日以上の農業従事があるため、機械保有、労働力、技術面においても問題なく効率的な農業経営を行っていきけると考えます。申請地の周辺地域は住宅地で農薬は使用しないため問題ありません。また、畔の草刈り作業も行うため周囲に影響を及ぼすおそれはないと思ひます。申請地周辺は受人所有の農地があり集約化されるため、農地利用の最適化が図られると考えます。以上、受付番号1番の1件について調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方お願いいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。これより議案第259号、受付番号1番の1件について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
議案第259号、受付番号1番の1件を決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第259号、受付番号1番の1件は許可することに決定いたします。暫時休憩します。

（ 21番委員 入室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
それでは議案第259号、受付番号2番の1件を議題といたしまして、審議決定を行います。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第259号、農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号2番の所有権移転に関する1件について説明します。農地法第3条第2項各号の不許可の事由につきましては、先ほど受付番号1番で説明したとおりでございます。

許可申請受付番号2番の1件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、23番委員より受付番号2番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

23番委員

議案第259号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当は受付番号2番の所有権移転に関する1件です。申請農地においては親子間の無償贈与であり、経営継承するものであります。受人世帯においては、毎年水稲とかんしょを作付けされているため、機械保有、労働力、技術面においても問題なく効率的な農業経営を行えると考えます。受人世帯の農業従事状況については、本人と妻が300日以上、親も100日以上の従事があり問題ありません。申請地周辺はかんしょ作付地帯であり、農薬散布については地域の防除基準に従うということの問題ありません。今回の引き受け農地は強化法申請地とあわせて約1丁6反となり、経

23番委員

営継承により遊休農地の防止にもつながるため農地利用の最適化が図られると考えます。なお、大平字鶴田の1筆については、一部、貯蔵庫の設置がありますが、許可不要の例外規定にかかる届出書を提出してもらいます。以上、受付番号2番について調査しましたが、農地法第3条に該当しておらず許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方お願いします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第259号、受付番号2番の1件について質疑入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第259号、受付番号2番の1件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第259号、受付番号2番の1件は許可することに決定いたします。

議案第260号：農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議長（1番）

次に議案第260号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、受付番号1番から2番の2件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第260号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は受付番号1番から2番の2件であります。

農地法第4条第6項「許可することができない」と定めてあります、各号の不許可の事由は、

1号イ) 今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合

1号ロ) 今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地である場合

2号) 今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合

3号) 許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や申請内容にある目的に転用することが確実に認められない場合

事務局

4号) 許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合であります。

受付番号1番の1件の申請地農地区分は、「農用区域内にある農地」であることから、不許可の事由に該当することになりますが、農地法施行令第4条第1項1号イ、一時的な利用に供するために行うものであって、利用目的を達成する上で必要であると認められること、ロ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること、に当り、令和5年4月18日付で申間市長より支障がないとの意見書が提出されているため、不許可の例外に該当しています。

次に受付番号2番の1件の申請地農地区分は、農用区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であるため「第2種農地」に区分されますので、農地法第4条第6項1号ロには該当しておりません。

したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号1番と2番の2件につきましては、農地法第4条第6項各号に該当していないため許可要件の全てを満たしていると思われまます。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、3番委員より受付番号1番から2番の2件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

3番委員

議案第260号、農地法第4条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号1番と2番の2件でございます。まず、1番について、申請地図面の4ページをお開き下さい。1番については、県道を東に向かってメガソーラーの現場事務所と駐車場がありますが、メガソーラー設置工事が進むにつれて駐車場のスペースが狭くなり、申請地を臨時駐車場として利用するため申請されました。また、申請地は県道をまたぎ現場事務所の真向かいにあり、県道から少し下がっております。申請地周囲は畦畔があるため土砂流出などの影響はなく、雨水も自然浸透で問題ありません。また、駐車場は農地へ復旧するため、砂利等はしきらず転圧だけで使用していくとのこと。駐車場入り口は大型ミラーを設置し安全管理を第一に行うとのこと。転用期間は今年12月までの一時転用であります。満了後は農地への復旧を行うとのこと。でありますので問題ありません。

次に受付番号2番について申請地図面で説明しますので、5ページから8ページをお開き下さい。申請地は市道をまたいで採石場の真向いの山の中腹当りになります。昭和40年代まで養蚕を営んで桑畑として管理されておりましたが、高齢化と周辺の山林化に伴い耕作困難になったため、杉を植林し今日に至っております。今回申請人は地目変更を行い、今後も山林として管理していくとのこと。でありますので、土砂流出のおそれはなく、

3番委員

雨水も自然浸透で問題ありません。以上、受付番号1番と2番の2件について調査しましたが、農地法4条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第260号、受付番号1番から2番の2件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第260号、受付番号1番から2番の2件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第260号、受付番号1番から2番の2件は許可相当としますが、2番の1件は申請面積が30アールを超えますので、農地法第4条第4項の規定に基づき、宮崎県常設審議委員会への意見聴取を行います。また、1番の1件は意見を付して県へ副申いたします。

議案第261号：農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議長（1番）

次に議案第261号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受付番号1番から5番の5件を議題といたしまして審議を行います。

まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第261号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見については、受付番号1番から5番の所有権移転に関する5件について説明します。農地法第5条第2項「許可することができない」と定めてあります各号の不許可の事由は、

1号イ) 今回の許可申請農地が農用区域域内にある農地である場合

1号ロ) 今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地である場合

2号) 今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合

3号) 許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、申請内容にある目的に転用

事務局

することが確実と認められない場合

4号) 許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合であります。

受付番号1番の1件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画法第8条第1項第1号に規定されている「準住居地域」に該当するため、「第3種農地」に区分されますので農地法第5条第2項第1号ロには該当しておりません。

次に受付番号2番から3番の2件の申請地農地区分は、「農用地区域内にある農地」であることから、不許可の事由に該当することになりますが、農地法施行令第11条第1項1号イ、一時的な利用に供するために行うもの、ロ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること、に当たり、令和5年4月18日付で串間市長より支障がないとの意見書が提出されているため、不許可の例外に該当していません。

次に受付番号4番から5番の2件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であるため「第2種農地」に区分されますので、農地法第5条第2項1号ロには該当しておりません。

したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号1番から5番の5件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当していないため許可要件を全て満たしていると思われまます。皆さんのご審議をお願いいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、6番委員より受付番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

6番委員

議案第261号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、私の調査区域は受付番号1番の1件です。受人は、現在家族3人で借家住まいをしています。手狭であるため、申請地に個人住宅を建設したく申請することです。申請地図面の9ページから12ページをご覧ください。申請地には隣接する農地はなく、周囲にはブロック塀を設置し土砂流出を防ぐ対策をします。雨水は公衆用道路の排水用側溝に流し、生活雑排水は市道の污水管に流します。以上、受付番号1番について調査いたしました。農地法5条第2号各号に該当しておらず、許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長（1番）

次に2番から3番の2件について、7番委員より説明をお願いします。

7番委員

議案第261号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の調査区域は受付番号2番と3番の2件です。2番と3番は関連がありますので一緒に説明します。2番については、材木を搬出する道路として、3番については、搬出道と資材置き場として申請したものです。申請地図面の13ページから17ページをお開き下さい。申請地にはシラスで盛土をし周囲を丸太で囲い土砂の流出を防ぎます。雨水は自然浸透であり、周囲に影響はないと考えます。なお、一時転用のため材木搬出が終わり次第、もとの農地に戻すため何も問題ありません。以上、受付番号2番と3番の2件について調査いたしました。農地法第5条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくをお願いします。

議長（1番）

次に5番の1件について、15番委員より説明をお願いします。

15番委員

議案第261号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の調査区域は受付番号5番の1件でございます。申請地の周囲は山林原野が多く耕作困難であるため、林業を経営する受会社が居住並びに植林し、管理するため申請されたものであります。申請地図面の22ページから25ページをご覧ください。申請地の東側中央には木造平屋建て個人住宅1棟が平成8年4月頃、倉庫1棟が昭和48年4月頃に既に建設され今回追認申請されたものです。また、他7筆は造林計画が提出されており、申請地には杉540本を植林することとなります。申請地の周囲は山林原野のため、農地への影響はなく、雨水は自然浸透で土砂流出の影響はありません。また、宅地部分について、生活雑排水は合併浄化槽を通じて、敷地内の側溝から東側市道側溝へ流し、雨水については敷地内にマスを設け、市道側溝へ流します。問題ありません。

以上、受付番号5番の1件について調査いたしました。農地法第5条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくをお願いします。

議長（1番）

次の4番の1件は私の報告案件でありますので、議長を会長代理に交代します。

（ 会長代理（2番）へ議長交代 ）

議長（2番）

会長より議長を交代します。

それでは受付番号4番の1件について、1番委員より調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

1 番委員

議案第 2 6 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、私の調査区域は受付番号 4 番の 1 件でございます。受人は申請地に住宅の雨水用側溝を設置しておりましたが、許可を受けておらず今回始末書を添付し申請されたものです。申請地図面の 1 8 ページから 2 1 ページをご覧ください。排水施設の東側はブロック塀が設置されており、土砂流出の恐れはありません。また、排水についても既存の排水施設に接続されており問題ないものと思っております。以上、受付番号 4 番の 1 件について調査いたしました。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願いたします。

議長（2 番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第 2 6 1 号、受付番号 1 番から 5 番の 5 件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（ なしの声 ）

議長（2 番）

ないようですので、お諮りいたします。

議案第 2 6 1 号、受付番号 1 番から 5 番の 5 件を決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（2 番）

異議なしということですので、議案第 2 6 1 号、受付番号 1 番から 5 番の 5 件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。会長へ議長を交代します。

（ 会長（1 番）へ議長交代 ）

農用地利用集積計画の承認に伴う市長部局提案

議長（1 番）

会長代理より議長を交代します。

それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、審議に入ります前に、あらかじめ市からの提出議案の面積・件数等を、事務局より説明させます。

事務局

農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日に改正され、「農用地利用集積計画」が「農用地利用集積等促進計画」へ変更されましたが、農業経営基盤強化促進法附則（令和4年5月27日法律第56号）第5条各項により施行日から起算して二年を経過する日までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるため、令和5年4月分からも引き続き農地利用集積計画の審議をお願いします。

それでは令和5年4月分につきましては、串間市長より令和5年4月19日付で、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。

内容につきましては、議案第262号・所有権移転が2件・面積が19,639㎡、議案第263号利用権設定が11件・面積が35,047㎡でございます。

以上でございます。

議長（1番）

それではただいまから市の提案について、審議に入ります。

議案第262号：農用地利用集積計画の承認について 所有権移転

議長（1番）

議案第262号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分であります。審議に入ります前に、21番委員に関する事案がありますので、該当議案の開始から終了までの退室をお願いします。

暫時休憩します。

（ 21番委員 退室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第262号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、受付番号2番の1件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第262号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分は受付番号1番と2番の2件ですが、2番の1件について説明します。

「農用地利用集積計画の承認の該当要件」につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項、第1号）今回の農用地利用集積計画の内容が「地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、地域農業を

事務局

担う効率的かつ安定的な農業経営体の育成とともに、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。」とある串間市の基本構想に適合するものであること。

第2号イ) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

第2号ロ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

であり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号2番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件のすべてを満たしていると思われまます。

皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、2番委員より受付番号2番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

2番委員

議案第262号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号2番の1件を報告します。2番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、受人である認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第262号、受付番号2番の1件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第262号、受付番号2番の1件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第262号、受付番号2番の1件は承認し、市へ通知します。暫時休憩します。

(21番委員 入室)

議長 (1番)

休憩前に引き続き会議を開きます。
それでは受付番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

受付番号1番の1件について説明します。
事務局によります申請書類の審査においては、先ほど説明いたしました、「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件をすべて満たしていると思われ
ます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長 (1番)

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、23番委員より受付番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願い
します。

23番委員

議案第262号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私
の担当区域である受付番号1番の1件を報告します。受付番号1番の1件すべてにおいて旧農業経営基盤強化
促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、また受人である認定新規就農者への集積となることか
ら農用地等の利用の最適化が図られるため問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 (1番)

説明はお聞きのとおりでございます。
これより議案第262号、受付番号1番の1件について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 (1番)

ないようですのでお諮りいたします。
議案第262号、受付番号1番の1件を承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長（1番）

異議なしということですので、議案第262号、受付番号1番の1件は承認し、市へ通知いたします。

議案第263号：農用地利用集積計画の承認について 利用権設定

議長（1番）

次に議案第263号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分ではありますが、審議に入ります前に、15番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、該当議案の開始から終了までの退室をお願いします。暫時休憩します。

（ 15番委員 退室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第263号は、受付番号1番から11番の11件ではありますが、先に6番から11番の6件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第263号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分は受付番号1番から11番の11件ではありますが、先に6番から11番の6件について説明します。

事務局によります申請書類の審査において、先ほど議案第262号で説明いたしました、「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件をすべて満たしていると思われれます。

また、受付番号6番と7番につきましては、所有者死亡により相続人代表での申請となっております。

渡人である所有者が死亡している場合には、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号の規定により、所有権を有する全ての者の同意が得られていることとなっております。

ただし、契約期間が20年を超えない利用権設定の場合には、所有権を有する者の2分の1を超える同意が得られていれば足りることとなっております。

受付番号6番と7番につきましては、契約期間が20年を超えておらず、所有権を有する者の2分の1を超える同意が得られているため、該当要件を満たしていると思われれます。

皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、30番委員より受付番号6番から11番の6件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

30番委員

議案第263号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の調査区域は受付番号6番から11番の6件になります。この6件については旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に該当しており、また受人である認定農業者への集積となることから農用地等の利用の最適化が図られるため問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第263号、受付番号6番から11番の6件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第263号、受付番号6番から11番の6件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第263号、受付番号6番から11番の6件は承認し、市へ通知します。暫時休憩します。

（15番委員 入室）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第263号、受付番号1番から5番の5件を議題といたしまして審議を行います。

まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

受付番号1番から5番の5件について説明します。

議案第263号、事務局によります申請書類の審査においては、先ほど説明いたしました「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件をすべて満たしていると思われれます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

議長（1番） ただいまの説明に対しまして、17番委員より受付番号1番から4番の4件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

17番委員 議案第263号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域であります受付番号1番から4番の4件について報告します。4件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、また受人である認定農業者への集積となることから農用地の利用の最適化が図られるため問題ありません。ご審議方よろしく願いいたします。

議長（1番） 次に5番の1件について、20番委員より説明をお願いします。

20番委員 議案第263号、農業経営強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当は受付番号5番の1件です。旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、また受人である認定農業者への集積となることから農用地利用等の最適化が図られるため問題ありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（1番） 説明はお聞きのとおりでございます。
これより議案第263号、受付番号1番から5番の5件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番） ないようですのでお諮りいたします。
議案第263号、受付番号1番から5番の5件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番） 異議なしということですので、議案第263号、受付番号1番から5番の5件は承認し、市へ通知します。

議長（1番） 以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。
以上を持ちまして、第35回農業委員会定例総会のすべてを終了いたします。

令和5年4月28日

1番 (会長) 川崎 善昭

2番 (会長代理) 内田 政秀

議事録署名委員

3番 鈴木 信

7番 森 通弘